福岡市家庭系指定袋販売委託契約書　第１１条に基づく契約内容変更承諾書

当社は、レジ袋の代わりに福岡市指定ごみ袋を販売する取組み（指定袋のばら売り）の実施にあたり、その趣旨に賛同し、福岡市と共に定着へ向けて協働していきたいと考えているため、福岡市家庭系指定袋販売委託契約書第１１条に基づき、以下の内容について契約内容の変更を承諾します。

【変更承諾内容１．第２条への下線部の文言の追加】

（指定袋の種類等）

第２条

１．甲が乙に納品する指定袋は、福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第２７条第１項に規定する別表第１の定期収集する家庭系に定めるごみ袋の種類とする。

２．乙は、指定袋１枚あたり、福岡市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例第２７条第１項に規定する別表第１の定期収集する家庭系に定めるごみ袋の種類、容量別に定める手数料の額で販売するものとし、１０枚１セットを販売単位とする。

なお、レジ袋の代わりに福岡市指定ごみ袋を販売する取組み（指定袋のばら売り）に係る

指定袋については、１枚を販売単位とする。

３．同条例の改正により、前２項に掲げる指定袋の種類、容量、手数料の額に変更がある場合は、施行日以降については、それぞれ、改正後の指定袋の種類、容量、手数料の額を適用するものとする。

【変更承諾内容２．第３条への下線部の文言の追加】

（委託料）

第３条　甲は、福岡市家庭系指定袋販売委託料として、指定袋１冊（１０枚入り）につき１６円（税込）を乙に支払うものとする。

　　　　なお、レジ袋の代わりに福岡市指定ごみ袋を販売する取組み（指定袋のばら売り）に係

る指定袋については、指定袋１束（５０枚入り）につき、８０円（税込）を乙に支払

うものとする。

以上

　なお、本承諾内容の取り消しについては、当社の任意の時期に承諾取消書をもって、取り消すことがある。その場合は、ばら売り用指定袋の販売停止１か月前に承諾取消書及び販売店舗の情報を削除した店舗リストを（公財）ふくおか環境財団へ提出する。

　令和　　年　　月　　日

（所在地）

　　　　　　　　　　　（名　称）

　　　　　　　　　　　（代表者）　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印